

8 新予防給付のケアマネジメントにおけるアセスメントツール等の検討状況、今後のスケジュールについて

1. 検討状況

新予防給付のケアマネジメントは、地域包括支援センターが行うとともに、その業務の一部を居宅介護支援事業者に委託できることとしているが、この円滑な実施には、これまで以上に、利用者とサービス提供者等の関係者との自立支援に向けた目標の共有や、利用者の意欲を引き出し、支えるためのアセスメントの実施等が重要になる。

このため、現在、専門家による研究会を設置し、これらの趣旨を踏まえた、新予防給付のアセスメントツール及びケアプランの様式の検討を行っているところである。

2. モデル事業の実施について

新予防給付のアセスメントツール等の作成作業に当たっては、その実務上の課題や有効性等を把握、評価する必要があるため、暫定版のアセスメント・ケアプランの様式を作成するとともに、市町村を対象として「新予防給付ケアマネジメントモデル事業」を実施し（別添参照）、その評価等を踏まえて、全国共通の様式を作成することとしている。

本モデル事業は、新予防給付対象者の選定からケアプランの作成までの一連の過程を行うこと、認定調査票の改訂版、主治医意見書の改訂版を使用すること等から、「平成17年度要介護認定モデル事業（第1次）」の実施市町村を念頭にモデル事業の実施を予定している。また、認定モデル事業を実施しないが本モデル事業を実施する意向の市町村について、現在、状況を把握しているところであり、対応を検討中である。

なお、本モデル事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業者の協力が必要となることから、全国介護支援専門員連絡協議会を通じて、各都道府県の介護支援専門員連絡協議会にも協力依頼を行っているところである。

3. 今後のスケジュール（予定）

- 7月上旬まで 暫定版のアセスメント・ケアプランの様式の作成
- 7月中旬 新予防給付ケアマネジメントモデル事業担当者説明会の開催
- 7月下旬～8月下旬 新予防給付ケアマネジメントモデル事業の実施
- 10月中 アセスメントツール、ケアプラン様式、ガイドラインを提示
- 11月中 国において介護予防ケアマネジメント指導者研修を実施
- 12月以降 都道府県において介護予防ケアマネジメント従事者研修を実施

- 年内 関係省令の公布

（別添）

平成17年度新予防給付ケアマネジメントモデル事業について（案）

1 目的

- 新予防給付ケアマネジメントの円滑な実施のためには、これまで以上に、利用者とサービス提供者による生活行為改善の目標の共有、利用者の意欲をもった主体的なサービス利用の推進、将来の改善見込みに基づいたアセスメント、明確な目標設定をもったプランづくりなどが重要となる。
- このため、アセスメントツール・ケアプラン様式の暫定版を作成し、その有効性等を検証するためのモデル事業の実施と評価等を踏まえ、全国統一版を作成する。
- 併せて、新予防給付ケアマネジメントの実施における市町村・保健師・介護支援専門員等の役割分担・連携上の問題点や課題等を抽出することにより、新予防給付ケアマネジメントの円滑な実施に資する。

2 実施主体

要介護認定モデル事業（第一次）実施市町村

本モデル事業は、先に実施される「要介護認定モデル事業（第一次）」で要支援2に区分された者に対して、アセスメントからケアプラン作成までの過程を実施していただくことを考えていることから、要介護認定モデル事業（第一次）実施市町村において積極的に実施していただくよう協力をお願いする。

3. モデル事業実施機関

平成18年度に地域包括支援センターを設置する予定の市町村にあつては、地域包括支援センター設置予定機関の協力を得て実施する。

ただし、設置予定機関がない場合は市町村が直接行う。

4. 事業内容

- 本モデル事業は、要介護認定モデル事業で要支援2に区分された者を対象に暫定版アセスメントシート及び暫定版ケアプランを使用し、アセスメントからケアプラン作成までのケアマネジメントの過程を実施する。

- 実施市町村は、保健・医療・福祉の専門家からなる「新予防給付ケアマネジメント評価委員会」を設置し、モデル事業の運営管理や暫定版アセスメントシート等についての評価を行い、併せて、新予防給付のケアマネジメントの過程を検証・評価する。

5. モデル事業実施期間

概ね1か月間（7月下旬から8月下旬を予定）

6. モデル事業実施方法

- (1) 実施市町村に、保健・医療・福祉の関係専門家からなる「新予防給付ケアマネジメント評価委員会」を設置する。

新予防給付ケアマネジメント評価委員会

(構成メンバー)

保健・福祉・医療関係者。

なお、保健師、介護支援専門員、社会福祉士を必須メンバーとする。

(委員会の役割)

- ・ 委員会を開催し、新予防給付ケアプランの内容をチェック（確認・指示）を行う。
- ・ モデル事業の評価（暫定版アセスメント・ケアプラン様式の評価、問題点の抽出等）



(2) 対象者の選定

「要介護認定モデル事業」で要支援2に区分された者に対して、本モデル事業を行う旨の同意を得る。



(3) この者に対して、暫定版アセスメントシート及び暫定版ケアプラン様式を用い、介護支援専門員又は保健師がアセスメントを実施し、ケアプラン原案の作成を行う。

(実施件数の目安：1市町村当たり20件程度の実施をお願いします。)



(4) 模擬サービス担当者会議の開催

ア 会議メンバー

新予防給付ケアマネジメント評価委員、新予防給付ケアプラン原案作成者、モデル事業市町村担当者、(モデル事業都道府県担当者)

(なお、本事業はモデル事業であるため、本人・家族の出席は要しない。)

イ 会議に使用する書類

暫定版アセスメント、暫定版ケアプラン原案、要介護認定モデル事業で使用した主治医意見書(改訂版)

ウ 進め方

○ 作成された暫定版ケアプラン原案に対し、模擬サービス担当者会議を開催し、「新予防給付ケアマネジメント評価委員会」により、アセスメントを踏まえての新予防給付ケアプランの内容の確認(ケアプランチェック等)を行う。

○ 暫定版アセスメントシート及び暫定版ケアプラン等に対する評価を行い、修正意見等を取りまとめる。

また、併せて、新予防給付に係る一連の業務についての意見等も取りまとめる。

なお、別途、実施要綱として本モデル事業の実施報告書の様式を送付する。この様式に評価事項や修正要望等を記入し、都道府県を經由して厚生労働省に報告する。(以下の評価事項のイメージ参照)

<評価事項のイメージ>

1. 暫定アセスメント様式について

アセスメント項目、アセスメントの順序、内容等の評価等

2. 暫定ケアプラン様式について

使い安さの観点での評価、記入項目等に対する修正意見等、

3. 新予防給付ケアプラン作成に係る運営上の問題点 等



(5) 都道府県に報告 → (6) 厚生労働省へ報告

7 本事業への補助

本事業は、「介護予防・地域支え合い事業」(介護予防等事業)により、実施する。

1 市町村の事業費：厚生労働大臣が必要と認めた額

(1市町村当たり5,000千円程度)

補助率：国1/2 都道府県1/4 市町村1/4

8 対象経費

- ・ モデル事業を実施する保健師・介護支援専門員に対する謝金・交通費
- ・ 評価・分析に係る委員会経費
- ・ 本モデル事業に係る研修会(7月上旬実施予定)への出席旅費 等

9 その他

- 本事業を円滑に実施するため、本モデル事業に係る研修会を7月上旬に別途開催する予定である。

要介護認定モデル事業と新予防給付ケアマネジメントモデル事業全体の流れ

